

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の施行状況について

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質管理促進法、P R T R法）は、平成11年7月に制定され、その後、以下のスケジュールで段階的に施行されているところ。

来年度からは、事業者による排出量等の届出が開始され、P R T R制度が本格的に実施されることとなる。

施行スケジュール

平成13年1月	M S D S（化学物質等安全データシート）制度の開始
4月	取扱量5トン以上の事業者は排出量等の把握を開始
14年4月	取扱量5トン以上の事業者は排出量等の届出を開始
15年4月	取扱量1トン以上の事業者は排出量等の把握を開始
16年4月	取扱量1トン以上の事業者は排出量等の届出を開始

関係政省令の制定状況

(1) 既に制定した政省令等

施行令（政令）[平成12年3月30日施行]

- ・対象物質、対象事業者の要件（対象業種、取扱量等）を規定。（法第2条関係）

化学物質管理指針 [平成12年3月30日公表]

- ・対象事業者が講ずべき化学物質の管理に関する措置の指針の提示。（法第3条、第4条関係）

M S D S省令（経済産業省令）[平成13年1月1日施行]

- ・M S D S（化学物質等安全データシート）の提供方法、提供すべき事項等を規定。（法第14条関係）

P R T R施行規則（主務省令）[平成13年4月1日施行]

- ・排出/移動量の算出方法、把握方法、届出方法等を規定。（法第5条関係）

(2) 今後制定すべき政省令（平成13年中）

施行令（政令）

- ・開示手数料の額、納付方法（法第19条関係）
- ・電子情報処理組織の使用等の方法（法第20条関係）

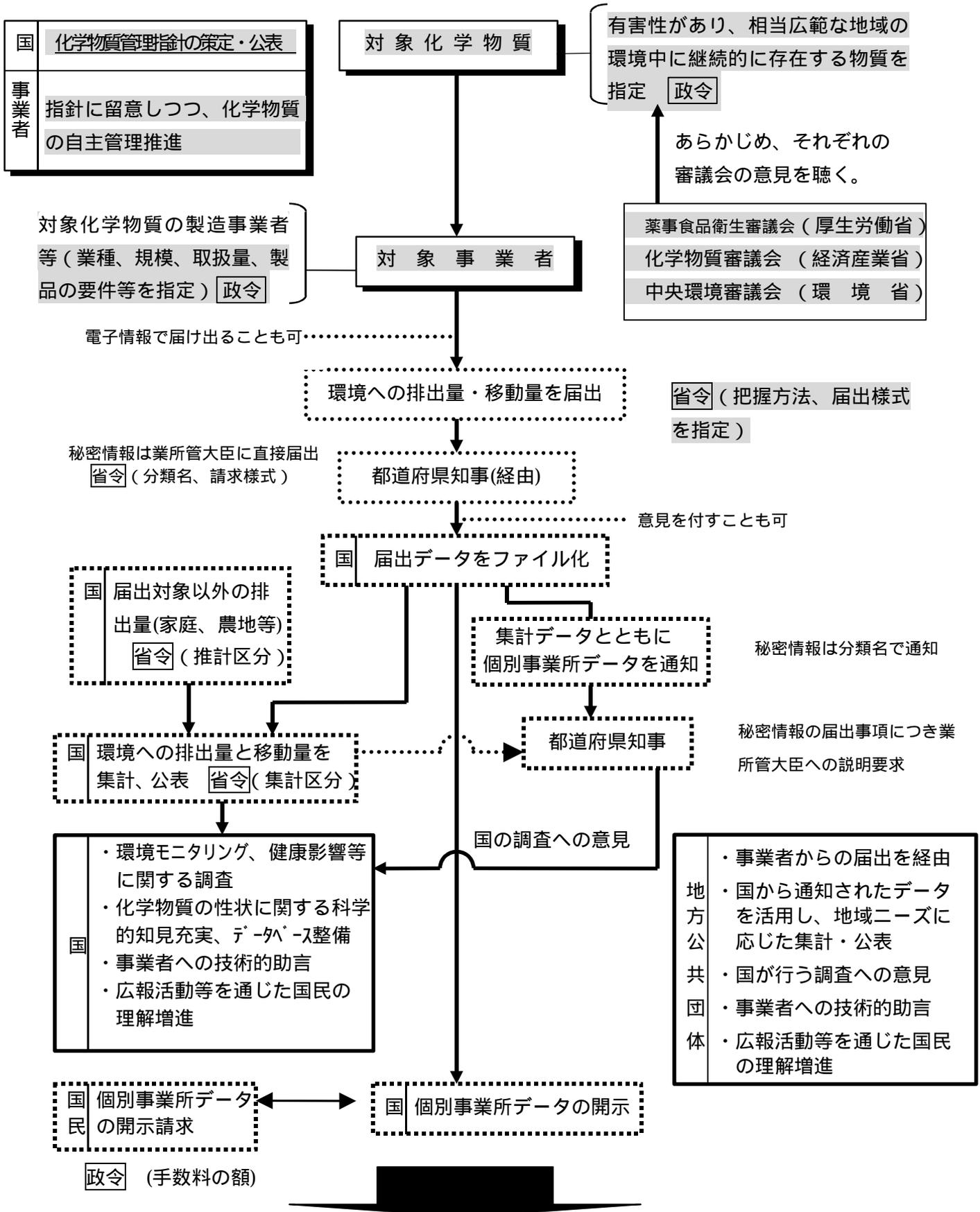
主務省令

- ・第一種指定化学物質の対応化学物質分類名（法第6条第1項）
- ・対応化学物質分類名による通知の請求方法（法第6条第2項）
- ・対応化学物質分類名による通知の維持の請求方法（法第6条第8項）
- ・知事の説明要求の方法（法第7条第5項）

経済産業・環境省令

- ・届出事項のファイルへの記録の方法（法第8条第1項）
- ・ファイル記録事項の事業所管大臣及び知事への通知方法（法第8条第2項）
- ・ファイル記録事項の集計方法（法第8条第3項）
- ・届出の排出量以外の算出する事項（法第9条第1項）
- ・届出の排出量以外の算出する事項の集計方法（法第9条第2項）

PRT R制度の現在までの施行状況



事業者による管理の改善を促進、環境の保全上の支障を未然に防止

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(抄)

(対応化学物質分類名への変更)

- 第六条 第一種指定化学物質等取扱事業者は、前条第二項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類のうち主務省令で定める分類の名称(以下「対応化学物質分類名」という)をもって次条第一項の規定による通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。
- 2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うときは、前条第二項の規定による届出と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。
 - 3 主務大臣は、第一項の請求があったときは、遅滞なく、前条第二項の規定による届出に係る事項のうち当該請求に係る第一種指定化学物質に係るものについて、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、対応化学物質分類名をもって当該第一種指定化学物質に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「関係都道府県知事」という)に通知しなければならない。
 - 4 主務大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。
 - 5 主務大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。
 - 6 前二項の決定は、第一項の請求があった日から三十日以内にするものとする。
 - 7 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。
 - 8 第一種指定化学物質等取扱事業者は、毎年度、当該年度の前年度以前の各年度において第八条第一項の規定によりファイルに記録された対応化学物質分類名を維持する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣にその旨の請求を行わなければならない。
 - 9 第四項から第七項までの規定は、前項の請求について準用する。この場合において、第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは、「第八項」と読み替えるものとする。

(届出事項の通知等)

- 第七条 主務大臣は、第五条第二項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を経済産業大臣及び環境大臣に通知するものとする。ただし、当該届出に係る事項のうち第一種指定化学物質の名称について前条第一項の請求があったときは、当該第一種指定化学物質の名称については、対応化学物質分類名をもって通知するものとする。
- 2 主務大臣は、前条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の決定をしたときは、当該決定に係る第一種指定化学物質の名称を経済産業大臣及び環境大臣並びに当該決定に係る関係都道府県知事に通知するものとする。この場合において、当該通知は、同条第五項の規定による第一種指定化学物質等取扱事業者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに行うものとする。
 - 3 主務大臣は、毎年度、当該年度の前年度以前の各年度において前条第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)の決定をした場合であって、当該年度において同条第八項の請求がないときは、当該決定に係る第一種指定化学物質の名称を経済産業大臣及び環境大臣並びに当該決定に係る関係都道府県知事に通知するものとする。
 - 4 環境大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、第一項ただし書の規定による通知に係る第一種指定化学物質に関し第五条第二項の規定により届け出られた事項について説明を求めることができる。
 - 5 関係都道府県知事は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事の管轄する区域に係る前条第三項の規定による通知に係る第一種指定化学物質に関し第五条第二項の規定により届け出られた事項について説明を求めることができる。

(届出事項の集計等)

- 第八条 経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一項から第三項までの規定により通知された事項について、経済産業省令、環境省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- 2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定による記録をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより遅滞なく、同項のファイルに記録された事項(以下「ファイル記録事項」という。)のうち、主務大臣が所管する事業を行う事業所に係るものを当該主務大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するものとする。
 - 3 経済産業大臣及び環境大臣は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。
 - 4 経済産業大臣及び環境大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を主務大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。
 - 5 主務大臣及び都道府県知事は、第二項の規定による通知があったときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができる。

(届け出られた排出量以外の排出量の算出等)

第九条 経済産業大臣及び環境大臣は、関係行政機関の協力を得て、第一種指定化学物質等取扱事業者以外の事業者の事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量その他第五条第二項の規定により届け出られた第一種指定化学物質の排出量以外の環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量を経済産業省令、環境省令で定める事項ごとに算出するものとする。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定により算出された結果を経済産業省令、環境省令で定めるところにより集計し、その結果を前条第四項の集計した結果と併せて公表するものとする。

(手数料)

第十九条 ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

(電子情報処理組織の使用等に関する事項)

第二十条 主務大臣は、第五条第二項の規定による届出又は第六条第一項若しくは第八項の請求については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)により行わせることができる。

2 主務大臣は、第六条第四項又は第五項(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気ディスクにより行うことができる。

3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第五条第二項の規定による届出又は第六条第一項若しくは第八項の請求が行われた場合には、当該届出のうち第五条第三項の規定により都道府県知事を経由して行われたものについては当該都道府県知事の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該都道府県知事に、当該届出のうち第六条第一項の請求に係る第一種指定化学物質に係るもの又は同項若しくは同条第八項の請求については主務大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該主務大臣に、それぞれ到達したものとみなす。

4 第二項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた第六条第四項又は第五項(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、第六条第一項又は第八項の請求をした者の使用に係る入出力装置に備えられたファイルへの記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該請求をした者に到達したものと推定する。

5 主務大臣は、第十条第一項の請求又は第十一条の規定による開示については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。